

## 參考資料

## **参考資料1　と畜場で異常家畜が発見された場合の防疫措置**

家保は、獣畜のと殺または解体の検査(と畜場法第10条)で異常家畜と判断された場合には、直ちに家保に届け出るよう関係機関へ事前に周知徹底する。また、保健福祉部等の関係機関は以下の緊急防疫措置について主導的に実施する。

### **1 緊急防疫措置**

食肉衛生検査所等は、家保が到着するまで、以下の防疫措置をと畜場と連携して行う。

- と畜処理及び家畜、畜産物の搬出入を緊急的に停止する。
- と畜場出入口を閉鎖し、車両、人の出入りや移動を停止する。
- 当該家畜を出荷した農場を直ちに特定し、家保へ連絡する。
- 異常家畜及び異常家畜と同一農場由来の家畜を隔離(法14条第3項)する。
- 異常家畜以外のと畜場搬入家畜についても、出荷農場の特定を行うとともに、経過観察等を行う。
- と畜検査員及びと畜場従業員が帰宅する際は、I 初動防疫の獣医師が〈農場を離れる際の留意事項〉に準じ、場内で車両、作業着、身体、眼鏡その他携行用具の洗浄・消毒後、直接帰宅し、消毒、入浴等、適切な措置を行う。
- 異常家畜の出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、当該車両が農場等に出入りしないよう指導すること

### **2 立入検査**

家保は、食肉衛生検査所等から異常家畜を発見した旨の届出があった場合には、異常家畜の届出があった農場に準じた立入検査を行う。さらに、当該家畜を出荷した農場においても同様に実施する。

### **3 防疫措置**

#### **(1) 家畜の処分**

病性鑑定の結果、異常家畜が口蹄疫と診断された場合には、患畜及び疑似患畜について、原則として場所を移動せずに殺処分し、埋却する。

#### **(2) と畜場及び関連施設の制限及び消毒**

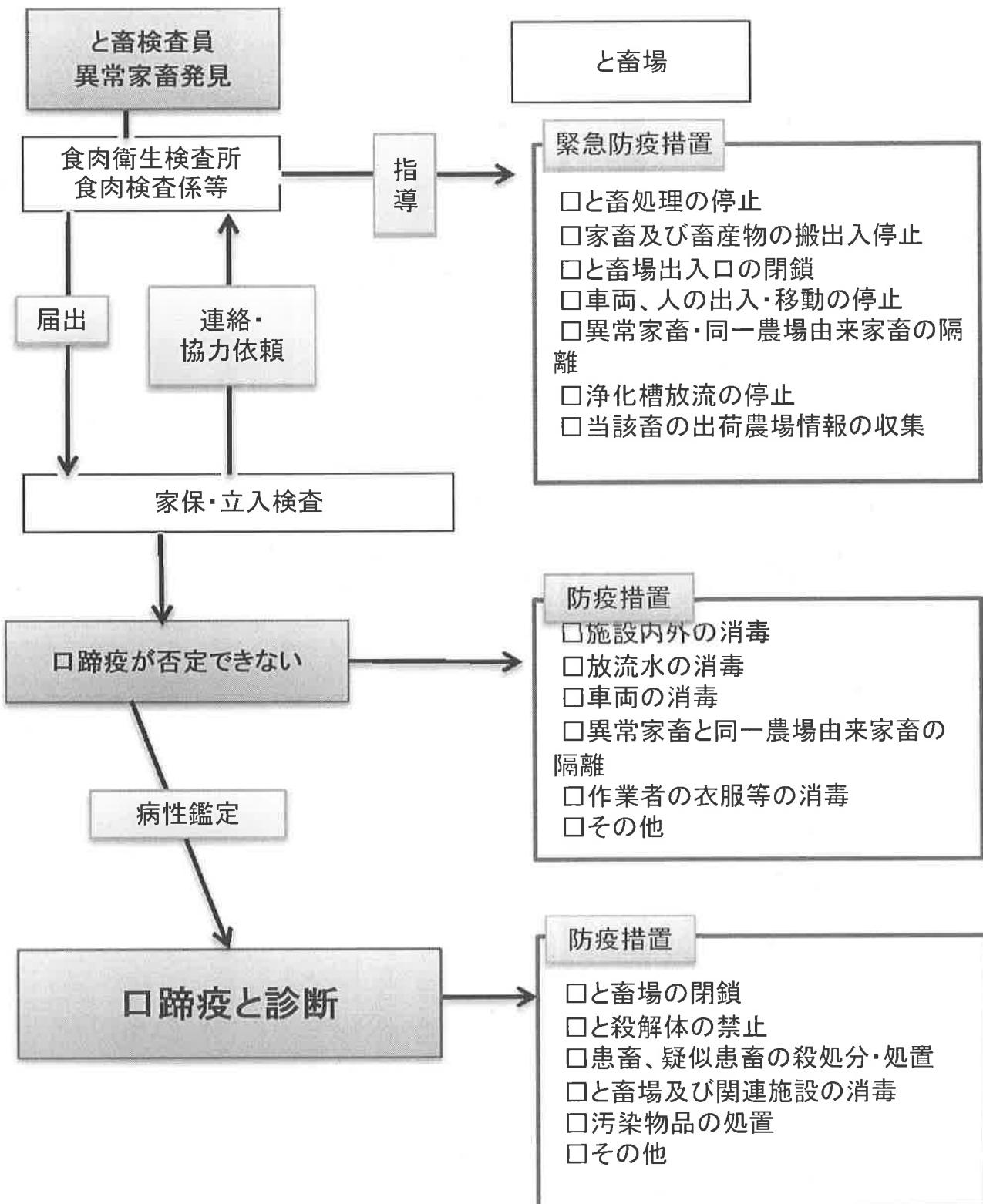
- 異常家畜が口蹄疫と診断された場合には、と殺解体の禁止(と畜場法第16条)及びと畜場を閉鎖する(家伝法第33条)。
- 発生農場の防疫措置に準じ、と畜場及び関連施設の消毒を実施する。

#### **(3) 疫学関連農場の措置**

- 患畜診断前に、と畜場で患畜と同居した後に農場に返送された家畜については、患畜と病性決定から過去7日間以内に接触したことが明らかな場合は疑似患畜と判断し、殺処分、埋却を行う。
- 患畜と接触した輸送業者等が、病性決定までに他の偶蹄類の家畜に接触した場合には、接触の程度等を基に農林水産省と協議して処置する。
- 患畜がと畜場内に搬入されてからと畜場が閉鎖されるまでの間にと畜場内を出入りした輸送業者等に対し、その後の行動を調査。家畜との接触の程度、その他参考となる事項を基に農水省と協議して処置する。

#### **(4) 制限区域等**

制限区域の設定、汚染物品の特定、物品移動等については、農林水産省と協議し、実施する。



## 参考資料2 初動防疫に係る人員・資材のシミュレーション

### 1 養豚場

項目	内容
農場設定	2,000頭規模の一貫養豚場で計算 繁殖豚 200頭（雄数頭を含む） 肥育豚 1,500頭 哺育豚 300頭
サポート	<合同対策本部におけるサポート業務> 必要人員：作業員10名 作業内容：集合場所での更衣室・シャワー室、資材庫の設置と管理 作業員と使用資材・機材の消毒、看護師コーナー設置
発生地統括	<発生地統括G> 必要人員：家畜防疫員1名、作業員9名 作業内容：農場主への説明、聴取、テント設営、農場隠蔽、通行遮断、 出入口 の消毒器設置、防疫資材設置、フレコン設置
評価	<評価G> 必要人員：家保1名、畜産経験者2名（補助員2名は発生地統括Gで兼務） 作業内容：農場の飼養家畜の頭数の把握と評価
殺処分	<殺処分G> 必要人員：獣医師2名・作業員8名×3班=30名 作業内容：繁殖豚1班（保定殺） 肥育豚1班（電殺、ガス殺） 哺育豚1班（ガス殺、終了後肥育豚に着手）
搬出	<搬出> 必要人員：作業員6名 作業内容：ローダーオペレーター2名、トラック運転員4名で搬出
埋却	<埋却G> 必要人員：作業員10名 作業内容：パワーショベルによる掘削：2名 トラックによる運搬：2名 穴掘削補助・消毒作業：6名
清掃・消毒	<清掃・消毒G> 必要人員：作業員10名×2班=20名 作業内容：畜舎内壁の除糞、動力噴霧器による消毒、消石灰散布

項目	内容
出入口消毒	<出入口消毒> 必要人員：作業員 2 名 作業内容：動力噴霧器操作 1 名、補助 1 名
消毒ポイント設置	<移動規制 G> 移動制限区域 3 力所、搬出制限区域 3 力所 (稼働時間は9:00～18:00) 必要人員：作業員 3 名 × 6 班 × 1 交代 = 3 6 名 作業内容：各班とも記録・証明係 1 名、消毒係 1 名、誘導係 1 名
疫学調査	<追跡調査 G> 必要人員：家畜防疫員 1 名・補助 2 名 × 2 班 = 6 名 作業内容：疫学関連農場の疫学調査
周辺農場検診	<検診 G> 必要人員：家畜防疫員 1 名・補助 2 名 × 2 班 = 6 名
必要資材	様式 5 「防疫資材管理表」参照
規模が大きい場合	2 重罫線で囲われた部分の人員数を飼養規模により倍数で増加させる。

## 2 酪農場（肉用牛飼養農場兼用）

項目	内容
農場設定	100頭規模の酪農場 搾乳牛 60頭 育成牛 35頭 哺育牛 5頭
サポート	<合同対策本部におけるサポート業務> 必要人員：作業員10名 作業内容：集合場所での更衣室・シャワー室、資材庫の設置と管理 作業員と使用資材・機材の消毒、看護師コーナー設置
発生地統括	<発生地統括G> 必要人員：家畜防疫員1名、作業員9名 作業内容：農場主への説明、聴取、テント設営、農場隠蔽、通行遮断、 出入口 の消毒器設置、防疫資材設置、フレコン設置
評価	<評価G> 必要人員：家保1名、畜産経験者2名（補助員2名は発生地統括Gで 兼務） 作業内容：農場の飼養家畜の頭数の把握と評価
殺処分	<殺処分G> 必要人員：獣医師2名・作業員8名×2班=20名 作業内容：成牛の殺処分1班、育成・哺育牛の殺処分1班
搬出	<搬出> 必要人員：作業員4名 作業内容：ローダーオペレーター2名、トラックの運転員2名で搬出
埋却	<埋却G> 必要人員：作業員10名 作業内容：パワーショベルによる掘削：2名 トラックによる運搬：2名 穴掘削補助・消毒作業：6名
清掃・消毒	<清掃・消毒G> 必要人員：作業員10名×2班=20名 作業内容：畜舎内壁の除糞、動力噴霧器による消毒、消石灰散布

項目	内容
出入口消毒	<出入口消毒> 必要人員：作業員 2 名 作業内容：動力噴霧器操作 1 名、補助 1 名
消毒ポイント設置	<移動規制 G> 移動制限区域 3 カ所、搬出制限区域 3 カ所 (稼働時間は9:00～18:00) 必要人員：作業員 3 名 × 6 班 × 1 交代 = 3 6 名 作業内容：各班とも記録・証明係 1 名、消毒係 1 名、誘導係 1 名
追跡調査	<追跡調査 G> 必要人員：家畜防疫員 1 名・補助 2 名 × 2 班 = 6 名 作業内容：疫学関連農場の疫学調査
周辺農場検診	<検診 G> 必要人員：家畜防疫員 1 名・補助 2 名 × 2 班 = 6 名
必要資材	様式 5 「防疫資材管理表」参照
規模が大きい場合	2 重野線内の人員数を飼養規模により倍数で増加させる。

## 参考資料3 口蹄疫発生農場説明に係る留意点（家畜防疫員手持ち資料）

### 1 口蹄疫の概要説明

口蹄疫の病性と世界的な防疫状況について、次の内容を中心に農場に説明を行い、日本の撲滅方針について理解を得る。

- 口蹄疫は、ウイルスが引き起こす、伝染力の強い悪性伝染病であること。  
牛、豚、羊、山羊、鹿等の偶蹄類に感染し、人には感染しないこと。
- 人や他の動物、車などにウイルスが付着して伝播する可能性があること。
- 伝染力が極めて強いため、畜産業への影響が最も大きな伝染病の一つで、世界的にも清浄化対策が図られていること。
- 日本は清浄国としての感染牛の淘汰による防疫を行っていること。

### 2 防疫の概要説明

通行の制限、患畜、疑似患畜の評価と殺処分、殺処分家畜及び汚染物品の焼却又は埋却、消毒等によるウイルスの拡散防止等の内容について説明を行う。

また、防疫の協力体制、日程等について農場と協議し理解を得る。

### 3 根拠法令の趣旨説明

次の内容について、農場の理解を得る。

- 口蹄疫の患畜、疑似患畜発生農場では、72時間を超えない範囲で、周辺での通行の制限が行われます（家畜伝染病予防法第15条）。
- 口蹄疫患畜、疑似患畜の所有者は家畜防疫員の指示のもと、直ちに殺して、焼却又は埋却する義務があります（家畜伝染病予防法第16条、18条、19条、21条、22条、24条、同法施行規則第29条別表第二）。
- 口蹄疫の病原体に汚染し、又は汚染したおそれの物品の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに焼却し、埋却し、又は消毒しなければなりません（家畜伝染病予防法第23条）。
- 口蹄疫患畜、疑似患畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い施設を消毒しなければなりません（家畜伝染病予防法第25条）。
- 家畜防疫員の指示によりと殺された家畜、焼却し又は埋却した物品等については、家畜伝染病予防法第58条の規定により手当金が交付されます。また、国は、焼却又は埋却に要した費用の二分の一を所有者に交付します（家畜伝染病予防法第59条）。
- 家畜伝染病予防法第14条第3項、第16条第1項、第19条、第20条第2項、第21条第1項、第23条第1項、第25条第1項の規定による家畜防疫員の指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申し立てをすることが出来ません（家畜伝染病予防法第52条の2）。

# 口蹄疫とは

牛や豚などがかかる感染力が非常に強い伝染病で、まず発熱や食欲不振が見られ、次によだれを流し、口、ひづめ、乳房などに水ぶくれができるのが特徴です

1 原因（病原体）：口蹄疫ウイルス

2 感受性動物

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか、いのしし等

3 症状

39℃以上の発熱

元気消失に陥ると同時に多量のよだれがみられ、

口、蹄、乳頭等に水疱(水ぶくれ)を形成し、

足を引きずる症状が見られる

4 発生状況

(1) 国内：

明治41年(1908年) 東京、神奈川、兵庫、新潟522頭

平成12年(2000年) 宮崎：3戸、北海道：1戸

平成22年(2010年) 宮崎：292戸

(2) 海外：オセアニアと北米以外の世界中で発生が見られる

5 診断

(1) 水疱材料等からのウイルス分離を行う。

(2) 抗体の検出を行う。

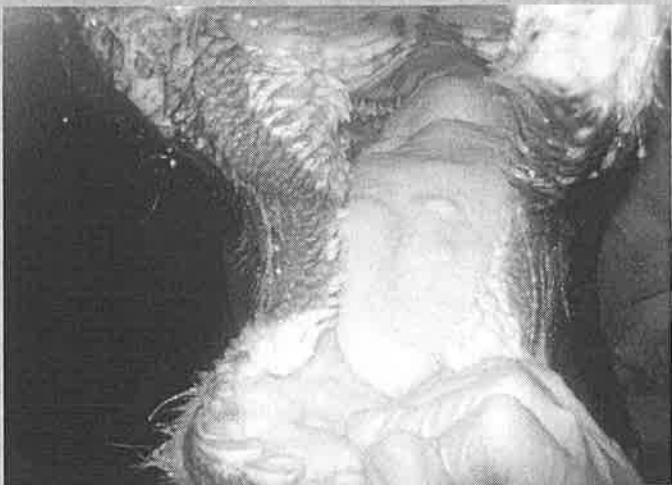
6 治療法

(1) なし

(2) 発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、  
まん延防止のため家畜の所有者によると殺義務

## 口蹄疫を疑う症状（写真：宮崎県提供）

口内の水ぶくれ(初期症状)



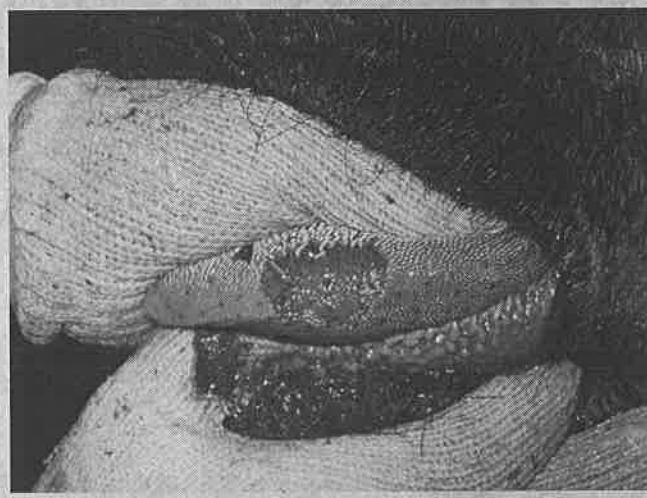
口内の水ぶくれ



大量の涎



舌の潰瘍



乳頭の水疱



その他

- 発熱
- 食欲減退
- 複数の家畜に症状  
が見られる

## 農場の緊急措置事項

基本：万が一に備えたまん延防止措置

### 1. 移動制限・自粛

生きた家畜、生乳、採取された精液・受精卵、  
家畜の死体、敷料・飼料・排せつ物等、家畜  
飼養器具：移動制限

家畜以外の動物（犬・猫等のペット）：移動  
自粛

### 2. 関係者以外の立入り制限

農場出入口の限定し、踏み込み消毒槽を設置

### 3. 農場の出入口、衣服・飼養器具の 消毒

### 4. 飼養場所の排水が流出しないため の措置

### 5. 外出時の消毒実施

急病等の緊急かつやむを得ない外出の際には、  
可能な限り身体、衣類その他携行用具の消毒を  
実施し、他の農場へは立ち入らない。

### 6. 飼養管理簿等、記録簿の確認と整理

## **参考資料5 病性鑑定材料の送付**

道主務課を通じ、動衛研海外病研究施設（東京都小平市）へ事前連絡の上、空輸にて運搬する。検査材料には必ず病性鑑定依頼書（様式3）及び異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）（様式2）を添付する。

なお、病性鑑定材料の送付にあたっては、病原体の飛散防止に十分配慮する。

### **1 採材から空港への搬入**

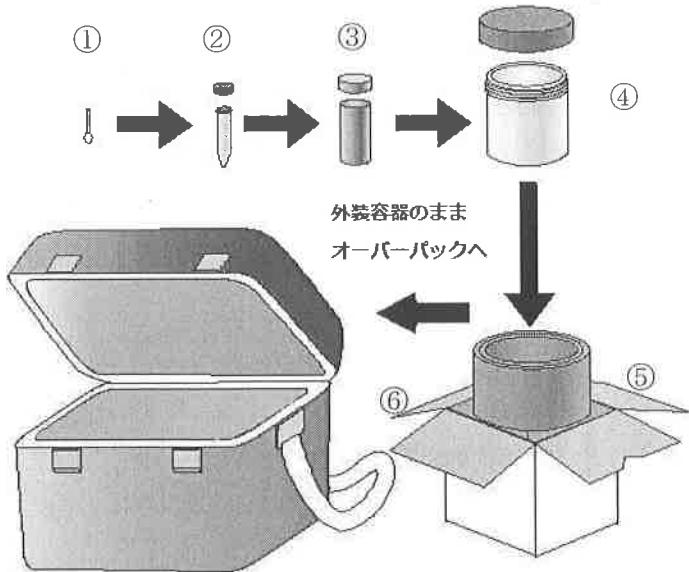
#### **(1) 材料受渡場所**

- 補助者は、防疫ライン内側に設置してある消毒用バケツで、一次容器（チューブ等）を消毒後、防疫ライン外側に設置してある消毒用バケツに、一次容器（チューブ等）を入れる。
- 搬送者は、消毒用バケツから一次容器（チューブ等）を取り出し、消毒薬に浸したキムタオルで包んだ後、緩衝材で包み、一次容器（アルミ容器等）に収納する。
- 搬送者は、一次容器（アルミ容器等）の蓋を確実に閉め、ビニールテープで密封し、外側を消毒する。
- 容器を消毒するたび、消毒用ハンドスプレー等を用い、手指の消毒を行うこと。
- 搬送者は、身体、携行具等の消毒を行い、外側の防疫衣並びにゴム手袋を外し、搬送用車両に移動する。
- 廃棄物については、ゴミ袋に収納し、防疫ライン内側で保管する。

#### **(2) 搬送用車両**

- 搬送者は、再度身体等の消毒を行ったのち、一次容器（アルミ容器等）を二次容器（国連規格容器）に収納し、容器外側を消毒した後、三次容器（外装容器）に収納する。必要に応じて、さらにオーバーパックに収納する。
- 搬送者は、外装容器内に、異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）（様式2）及び病性鑑定依頼書（様式3）を同封し、密封後、＜表示の方法＞に記載のラベルを貼付する。
- 搬送者は、農場を離れる前に、再度身体等の消毒を行った後、使用した物品については、ビニール袋に密封し外周を消毒する。
- 搬送者は、家保連絡担当者に出発する旨連絡した後、出発する。
- なお、画像データや調書等についても併せて搬入する。

## <検査材料を送付容器に収容するまでのイメージ図>



【採材者】①の検査材料を②のチューブに入れて蓋をする（50mlまたは50gまで）。

→外装を消毒する。

【搬送者】②のチューブを③の金属容器等に緩衝材と入れ、蓋をする。

→外装を消毒する。

【搬送者】③のアルミ缶を④の国連規格容器に緩衝材と入れ、蓋をする。

→外装を消毒する。

【搬送者】④の国際規格容器を⑤の外装容器に入れる。ただし、複数であれば⑥のようなボックスに外装容器ごと入れて、必要なシールを貼付する。→外装を消毒する。

## <表示の方法>

⑤の国連規格容器付属の外装容器を使う場合は、送り主、受取主、緊急連絡先及び国連番号と内容物を貼付する（図1）。「病毐を移しやすい物質ラベル（図3）」「天地無用ラベル（図4）」については、既に印刷されているので、貼付の必要はない。

⑥のオーバーパックの場合、「病毐を移しやすい物質ラベル（図3）」「天地無用ラベル（図4）」を貼付し、送り主、受取主、緊急連絡先及び国連番号と内容物、さらに「オーバーパック」の文字を表示する（図2）

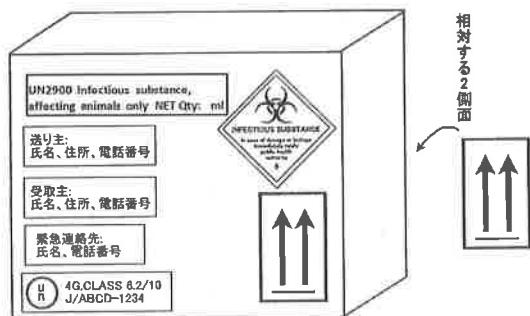


図1 国連規格容器付属の外装容器の場合

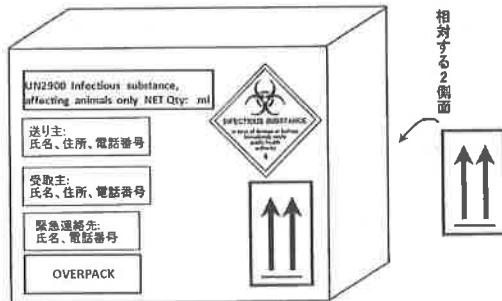


図2 オーバーパックの場合



図3 病毐を移しやすい物質ラベル

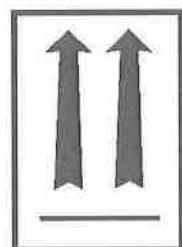


図4 天地無用ラベル

## 2 家保の対応

- 搬送者から連絡を受け、搭乗可能な便と時間について指示を出す。
- 検体の空港への到着時間と搭載する便を道主務課へ報告する。

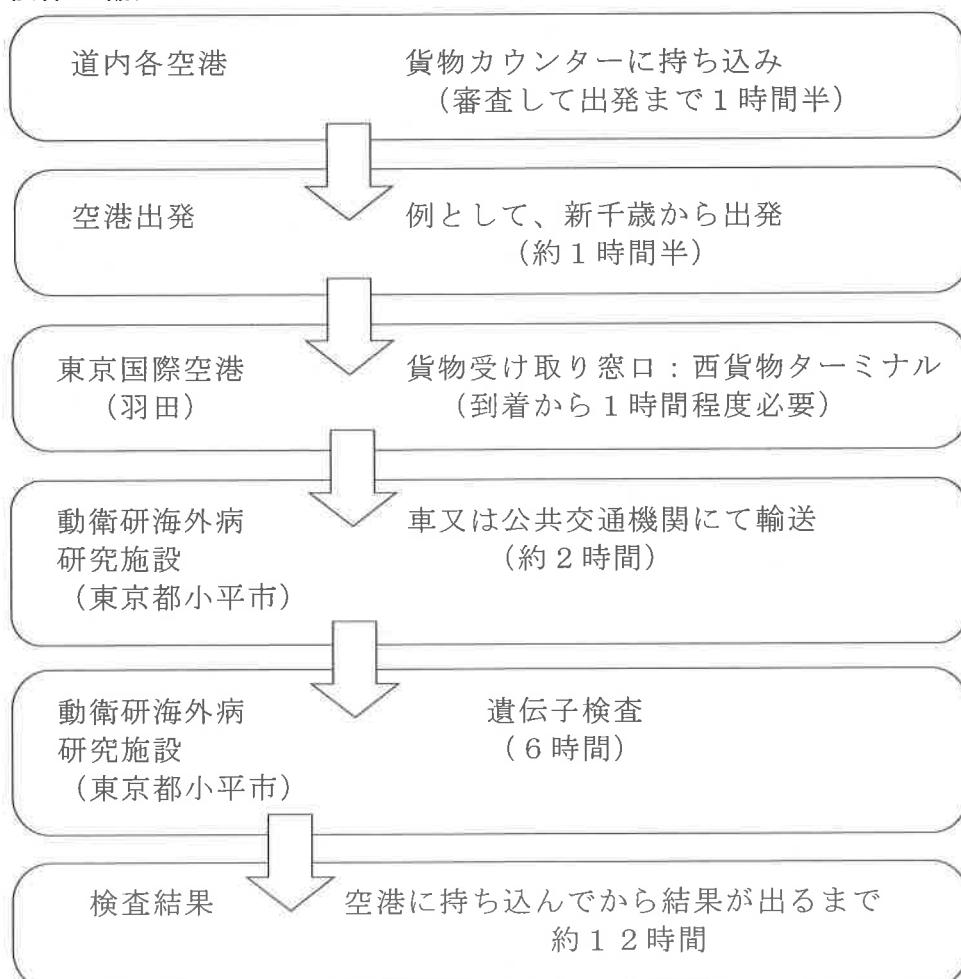
## 3 道主務課の対応

- 家保から搭載便の連絡を受け、北海道東京事務所に連絡し、職員に受け取りを依頼する。
- 到着予定時間を農林水産省を通じて動衛研に通知する。

## 4 空港での手続き

- 出発時刻90分前までに貨物カウンターへ行くこと。
- 「国連規格容器（オーバーパック）」及び「危険物申告書」（例：別添）を提出する。
- 出発60分前までに手続きを完了させる必要があり、容器、内容物及び申告書の確認・審査に30分程度を要する。
- 事前に申告書を家保からFAXし、記載内容をチェックしておいてもらうと、やや時間が短縮される。
- 輸送料金は、2Kg以下で1,215円（新千歳空港～羽田空港の場合）で、現金前払いとなるため、振興局と事前に協議しておく必要がある。

## 5 検体の輸送フロー図



## 参考資料6 防疫従事者の受入れについて

### 1 基本方針

口蹄疫発生農場、周辺農場（疫学関連農場追跡調査、検診）、消毒ポイント等における防疫従事者の動員計画を基に、不足人員の派遣要請、受付手続き、現地への移動手段、宿泊先等を確保し、防疫従事者の受け入れを円滑に実施する。

### 2 担当

(1) 現地の担当：発生農場を管轄する振興局対策本部 総括・調整班 が主体

必要人員数の算出、受け入れ手続きや宿泊場所の手配。移動手段の手配を行う。

(2) 道の担当：道対策本部が主体

全道的な動員の調整、道外からの動員の依頼及び調整を行う。

### 3 必要人員の算出

\* 対策準備会議（本病診断後は市町村対策本部）で算出

\* 様式：防疫従事者整理票（様式6）

- (1) 発生農場や疫学関連農場の規模（処分対象畜の数等）や戸数、消毒ポイント数や追跡調査班等の必要数から、「家畜防疫員」「その他獣医師」と「獣医師以外」に分けて必要人員数を算出する。
- (2) 発生農場を所管する振興局内（市町村やJA等関係機関からの動員を含む）からの動員で不足する分は、他振興局や道外からの動員とし、道対策本部へ調整を依頼する。

### 4 防疫従事者についての情報収集及び情報提供

\* 様式：防疫従事者身上書（個別）（様式16）、身上書一括報告及び集計用（様式17）

- (1) 職種や経験等に偏りが無いよう効果的な班編制を行うため、防疫従事者の情報を収集する。派遣元機関毎に可能な限り一括での報告を依頼する。  
　　身上書のデータは集計用様式にまとめ、班編制や依頼作業の経過、宿泊先等を一元管理する。
- (2) 従事予定者あて「参考資料7 防疫作業従事者のみなさまへ」を事前配布し、作業内容や注意事項について周知する。

### 5 宿泊場所の手配

- (1) 遠方からの動員や、帰宅が困難になる従事者には、宿泊場所を手配する。
- (2) 宿泊場所は分散を避け可能な限り集約し、人員輸送に支障をきたさないようにする。ただし、発生農場作業者と周辺農場作業者の宿泊先は重複しないようにする。
- (3) 対策初期は宿泊人数の確定や個室確保が困難であると予想されることから、大

部屋での確保も検討する。

- (4) 宿泊場所の照会先としては、発生農場を含む地域の旅館業組合等を候補とする  
(宿泊施設個別に照会するより迅速化が期待できる)。

## 6 移動手段（バス）の手配

- (1) 乗車及び降車時の着替えや消毒は徹底するが、病原体散逸防止徹底のため、「宿泊場所と市町村対策本部間の往復」と「市町村対策本部と発生農場間の往復」は、それぞれ別のバスを用いる。また、発生農場作業者と周辺農場作業者の移動手段は重複しないようにする。
- (2) バス手配の照会先としては、(社) 北海道バス協会（電話：011-621-4161）等の業界団体を候補とする（バス事業者個別に照会するより迅速化が期待できる）。

## 7 防疫従事者の到着時受付について

- (1) 受付場所（振興局や駅前公共施設等、派遣者の交通利便性がよい施設）  
防疫従事者の到着時受け付け、作業内容や宿泊場所等について説明するための場所を確保する。なお、地元からの動員者への説明については、所属機関をつうじて資料を事前配布し、初回従事日に市町村対策本部等にて行う。
- (2) 防疫従事者 到着時受付資料作成  
宿泊施設、集合場所、作業等についての確認用資料を作成し配付する。

# 参考資料7 防疫作業従事者のみなさまへ

平成〇年〇月  
北海道●●振興局口蹄疫対策本部 総括・調整班  
(電話: 000-0000-0000)

現地における作業等の流れ及び内容等について  
(道内他振興局または道外から派遣される方のためのしおり)

## 1 到着時説明会会場（到着時受付場所）

### （1）場所

【案1：振興局に集合いただく場合】北海道●●振興局口蹄疫対策本部統括・調整班  
(●●市〇〇〇-〇〇、北海道●●振興局〇階〇〇室、電話: 000-000-0000)

【案2：駅前公共施設】JR北海道●●駅前 ●●（公共施設等）●階●●  
(●●市〇〇〇-〇〇、電話: 000-000-0000)

### （2）交通

例1：JR札幌駅西通り南口から徒歩約8分

例2：地下鉄南北線さっぽろ駅10番出口から徒歩約4分

例3：地下鉄東西線大通駅2番出口から徒歩約9分

（地図を添付）

## 2 防疫作業について

（1）作業内容別に編制されたグループで、農場等における作業を行います。グループ編成の連絡は、前日までの作業進捗状況により調整するため、作業当日の朝になる可能性もあります。

（2）獣医師の方には、電殺機や注射等の作業の他、発生農場以外で疫学調査や病性鑑定をお願いすることもありますので御了承ください。

獣医師以外の方には家畜の保定、消毒作業等をしていただきます（別紙1）。具体的な作業内容については、グループ長より説明させていただきます。

（3）作業場所によっては、作業時間が長くなることが予想されます。防疫作業の趣旨をご理解の上、あらかじめご了承ください。

## 3 宿泊

北海道が手配します。（到着時説明会にて案内します）。宿泊費は、チェックアウトする最終日に各自ご精算ください。なお、ホテルによっては前払いもありますので、あらかじめご了承ください。また、派遣元の庶務担当者にこの旨ご伝達ください。

#### 4 持参品（日用品等）

- (1) 移動用衣類等：宿泊施設と防疫従事者集合場所との往復時に着用する作業服、下着、靴下、サンダル等
- (2) 作業用衣類：防疫作業中に着用する下着、靴下は従事日数×2セット（作業中用、集合場所までの帰路用）をご用意下さい。  
　　タイベック等の防疫衣、長靴、手袋、タオル、マスクは現地で用意しています。  
　　干着等については、現地での不足やサイズ不適合に対応するため、原則として持参いただくようご協力をお願いします。
- (3) 帰宅時用衣類等：作業従事終了後、帰宅の際に使用する衣類、下着類、靴等は自宅より密閉した状態で持参いただきますようお願いします。
- (4) 健康保険証もしくは共済組合員証等を持参してください。
- (5) 現地での事故に備えた救護用品は用意しますが、各自が常用している薬品に加え、簡単な医薬品等（風邪薬、胃腸薬、目薬など）についてもご持参ください。

#### 5 防疫作業に従事していただく際の留意事項

発生農場からのウイルスの散逸を防止するため、バイオセキュリティを確保するための遵守事項（別紙2）がありますので、事前にご確認ください。なお、現地では更に具体的な指示がありますので、適切な対応をお願いいたします。

#### 6 その他

- (1) 防疫のため、農場に持ち込んだ物品はすべて廃棄することになります。腕時計、携帯電話、カメラ等は宿泊所で保管してください。なお、現場での作業状況の画像等は、追って道から提供することも可能です。御理解御協力お願いします。
- (2) 体調が優れない場合には現地責任者に申し出てください。また、消毒薬が肌に付着することにより、異常が現れた事例等もありますので、薬品の使用や作業に当たって異常を感じた場合は、自分で判断せず、すぐに現地責任者に申し出てください。
- (3) 防疫衣は、集合場所から発生農場までの往復と発生農場内ののみでの使用とし、新しいものを着替え代わりに利用したり、周辺地域やホテルで着用したりすることは避けてください。
- (4) 帰路に着用する衣服や旅行鞄等については、宿泊先到着時、ビニール袋で密封してホテルで保管し、最終帰路日に開封ご着用ください。また、靴底等を介したウイルスの伝搬を防ぐため、帰途に着用する靴はできる限り現地での使用を避けください。
- (5) 衣類等を廃棄される場合には、送迎用のバスに設置しているナイロン袋等を利用して、最終帰路日の朝に、バスまでお持ちください。現地で一括して処分します。

## 主な防疫作業内容

※現時点での作業内容であり、状況に応じて作業の追加や変更があり得ますので、御承知おきください。

### 1 発生農場防疫作業の準備

- ① 農場出入口や埋却場所での消毒機設置
- ② 発生農場作業基地（更衣や休憩のための仮設テント）の設営
- ③ 農場や埋却場所の「目隠し」設営
- ④ その他

### 2 殺処分のサポート

- ① 家畜の保定（動かないように押さえる）
- ② 保定用ロープの準備
- ③ 殺処分後の家畜の搬出（トラックへの積み込み、シートで覆うなど）
- ④ その他

### 3 消毒

- ① 農場出入口での人・車両・機材等の消毒
- ② 畜舎内外の清掃・消毒
- ③ 防疫従事者集合場所での清掃・消毒（再生可能な資材など）
- ④ 移動バスの清掃・消毒（車内外）
- ⑤ その他

### 4 埋却作業

- ① 埋却溝内、周囲への石灰散布
- ② その他

### 5 その他

- ① 資材運搬
- ② その他

**バイオセキュリティと作業者の安全を確保するために遵守すべき事項**  
農林水産省「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル」より抜粋（P19、20）

**1. 基本的な留意事項**

汚染エリアには口蹄疫ウイルスが濃密に存在している可能性があります。防疫作業者を介してウイルスが散逸することを防ぐため、作業者は、作業動線、汚染エリア、準汚染エリア及び清浄エリアが設定されていることを理解し、汚染エリアからの入退出は原則として作業の開始前と終了後のみとし、入退出時には必ず消毒・更衣を行います。

**4. 作業終了後の留意事項**

- (1) 作業終了後には、所定の場所で脱衣した後、水を流しながら石けんを使って手洗いや洗顔を行うとともに、必ずうがいをしましょう。
- (2) 集合施設に戻り、移動用バスから降車する際には、所定の消毒を行います。
- (3) 集合施設退場後は、途中で立ち寄ることなく帰宅して入浴するとともに、着用した衣服はすぐに洗濯しましょう。
- (4) 睡眠を十分に取り身体を休めましょう。
- (5) 発生農場では殺処分の現場を目の当たりにするほか、家畜の死体を取り扱うなど、非日常的な体験をすることから、作業終了後、気分がすぐれない、動物の声が聞こえる、眠れないなどの症状が出る場合があります。そのような症状がある方は、我慢することなく保健所の職員等に相談しましょう。

**5. 帰任に当たっての留意事項**

- (1) 作業終了後7日間は、偶蹄類動物に接触してはいけません。
- (2) 作業者は、入浴の際、鼻や耳の穴も含めて全身を石鹼やシャンプーで入念に洗いましょう。その際、眼鏡等の身に附いている物もよく洗浄しましょう。
- (3) 念のため、うがいや鼻かみ、洗眼等も行いましょう。
- (4) 帰任の際に身につける衣類・靴等はあらかじめ別の物を用意しておきましょう。すなわち、現場の農家に入る衣類（主に下着類）とはあらかじめ分別しておき、発生農家で使用した衣服は現地でできるだけ処分するようにしましょう。なお、やむを得ず持ち帰る衣類・靴等については、よく洗浄・消毒しておきましょう。
- (5) 時計、携帯電話等、洗浄・消毒ができないものは、消毒薬での拭き取り、紫外線照射等を行いましょう。なお、携帯電話等をどうしても農場内に持ち込む必要があるときは、ビニール袋に入れましょう。

(参考)

### 1日の作業の流れ（イメージ）

#### ① 宿泊施設

↓（移動用衣類を着用。貴重品は持たず、作業用衣類2セット持参。手段：専用バス）

#### ② 防疫従事者集合場所（発生農場近隣の体育館等の公共施設）

- ・問診による健康診断
- ・持参した下着や靴下、現地で用意したタイベックス等の防疫衣（2枚重ね着。外側は腹側と背中側に所属氏名を記載）に着替え、移動用サンダル等に履き替える。
- ・移動用衣類や履物は集合場所に置いていく。
- ・当日の班編制、作業内容等についてミーティング。
- ・現地用バスで対策農場等へ移動。

↓（移動手段：現地用バス）

#### ③ 対策農場等

- ・農場出入口（汚染地域と非汚染地域境界）付近の発生農場作業基地で作業用長靴に履き替え、手袋、帽子、ゴーグル等を装着し、入場

↓

#### ④ 朝礼（作業内容の確認等）

↓

#### ⑤ 殺処分、消毒等の作業

↓

#### ⑥ 作業終了

- ・農場出入り口付近で消毒液噴霧により洗浄、消毒。外側の防疫衣を脱ぐ。

↓

#### ⑦ 発生農場作業基地

- ・内側の防疫衣、作業用長靴を脱ぎ、手指の洗浄消毒、洗面の後、持参した新しい下着、現地に用意してある防疫衣、移動用サンダルで退場

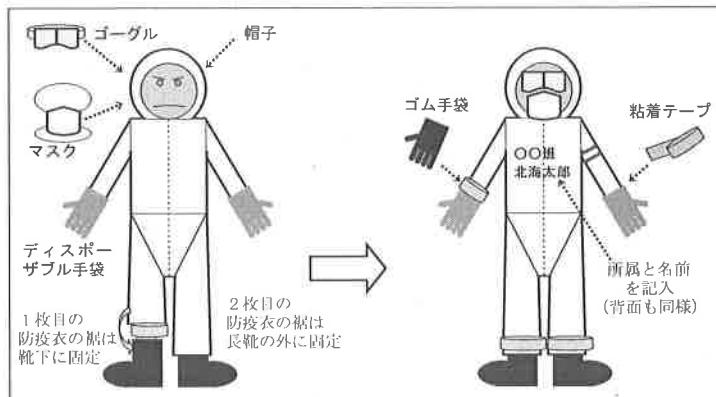
↓（移動手段：現地用バス）

#### ⑧ 防疫従事者集合場所（発生農場近隣の体育館等の公共施設）

- ・バス降車時に足元の消毒を実施。手洗い、洗顔、うがい、メガネ等の消毒を実施後、屋内で朝着てきた移動用衣類等に着替え。

↓ 移動（移動手段：専用バス）

#### ⑨ 宿泊施設



防疫作業者の身支度（イメージ）

## 【到着時説明会配付資料】

所属●● ○○ ○○様  
到着日○月○日、作業場所○○市又は○○町  
(携帯番号 )

北海道●●振興局口蹄疫対策本部 総括・調整班  
(電話 : 000-0000-0000)

### 口蹄疫防疫従事にかかる確認事項について

このたびは、口蹄疫防疫従事にご協力いただき感謝申し上げます。  
さて、次のとおり従事に係る事項を整理しましたのでご確認ください。

- 滞在期間及び宿泊先（到着日・出発日の作業はありません）  
○月○日チェックイン、○月○日チェックアウト  
××××ホテル（所在地：●●市●●、TEL : 000-0000-0000）

#### <※以降、防疫作業の流れについて>

##### 1 宿泊先からの移動

毎朝○○時にホテル玄関前に集合し、借り上げバスで防疫従事者集合場所へ移動します。

持ち物は、着替え用の下着（上下）、タオル等の廃棄可能なもののみとし、財布や腕時計、携帯電話等の貴重品や消毒困難なものはホテルにて保管しておいてください。

##### 2 健康確認（防疫従事者集合場所）

保健所等が行う健康診査があります。必要に応じ問診、検温など所定の検査を受けてください。なお、健常者※以外と判断された方は、軽作業に従事して頂くこととなりますのでチームリーダーに届け出してください。

※ 特定の疾病を限定して除外するものではなく、社会通念上、防疫業務に支障がないと判断された方のことであり、作業が出来ない状態の職員を除くと定義しています。

##### 3 着替え（防疫従事者集合場所）

各自で持参いただいた靴下、下着の上に防疫衣を2枚着用します。  
外側の防疫衣（大きめのサイズを着用すると身体の動きを制限されない）は、腹面と背面に所属、名前を大きく書いてから着用してください。移動用衣類や履物は集合場所にて保管しておいてください。

#### **4 ミーティングと移動（防疫従事者集合場所）**

当日の班編制、作業内容等についてミーティングしたのち、移動用サンダルを履き、現地用バスで対策農場等へ移動。

#### **5 最終身支度（農場出入口付近の発生農場作業基地）**

作業用長靴に履き替え、手袋、帽子、ゴーグル等を装着。

石灰等の消毒薬による損傷防止や防疫上の観点から、皮膚の露出を最小限とするため、防疫衣の袖は手袋と、裾は靴下（1枚目の裾）や長靴（2枚目の裾）とガムテープで止めてください。その際は、血流や身体の動きを制限しないよう、余裕を持った固定に留意してください。必要に応じて首にタオルを巻き、入場。

#### **6 入場と朝礼（発生農場内）**

防疫活動の進捗状況を説明するとともに、グループ毎に顔合わせ、リーダー、作業動線等について確認します。

#### **7 休憩**

現地には飲み物を用意します。リーダーの指示に従い、適宜休憩をお取りください。昼食時にはお弁当を用意します。

#### **8 着替え（場内作業終了後）**

農場を出る際は全身消毒の上、外側の防疫衣を脱ぎ、発生農場作業基地に移動し、手洗い、洗顔、うがい後、着替え（下着の交換、新品の防疫衣着用）等し、移動用サンダルに履き替えバスに乗車してください。

（※農場内で使用した衣類は原則として廃棄処分となります。）

#### **9 帰着（防疫従事者集合場所）**

防疫従事者集合場所に到着後、バス降車時には足の消毒を行います。手洗い、洗顔、うがいの後、更衣室で移動用の衣類（朝、着てきた衣類等）に着替えて、宿泊施設行きバスに乗車してください。宿泊施設到着後は、念入りに入浴してください。

#### **10 その他、注意事項**

- (1) 怪我や事故の防止を最優先するとともに、病原体拡散防止等にも留意して下さい。
- (2) 怪我、体調不良、確認を要する事案が発生した場合は、速やかにリーダーに申し出てください。
- (3) 作業現場には多数の家畜や防疫従事者がおり、重機の往来もあります。周囲の安全に気を配るとともに、作業前後の確認や声掛けにより事故防止に留意してください。

## 参考資料8 通行の制限又は遮断作業マニュアル

<本病が否定出来ない時（指針第3の3の段階）>

- 1 発生地周囲の地図や地図システムデータ、航空写真等入手
- 2 発生地に通じる通行（道路）の確認
- 3 制限又は遮断箇所について現地確認し、所有者及び対象市町村と協議
  - 制限又は遮断の箇所
  - 制限又は遮断の開始時刻及び終了時刻
- 4 詰め所設営の検討
  - 詰め所設営必要性の有無
  - 詰め所設営の場合、設営場所の検討
- 5 道路使用許可及び占用許可申請の必要有無についてそれぞれの申請先に確認
  - 申請が必要な場合、各種申請書の準備
- 6 従事者の体制を検討
  - 詰め所体制（交代体制）の決定（1カ所2人×交代数×設置場所数）
  - 作業（消毒等）人員人数決定
  - 作業人員要請の打診
- 7 関係機関への協力依頼
  - 対象市町村は、関係住民への概要及び必要性を説明
  - 管轄警察署は、周辺混乱防止について協力
- 8 制限及び遮断のための資材準備（別途準備：箇所分）
  - 詰め所設営資材の準備（写真1、2参照）
  - 発生と立入禁止の標示作成
  - 予告板、標示の作成
  - ロープ等の通行を制限又は遮断できる資材確保
  - 赤色灯又は黄色灯の準備
  - 電源の確認
  - 消毒薬の確保
  - 消毒槽等の消毒機材の準備



写真-1 トラロープによる遮断と  
標示

<患畜又は疑似患畜と診断（指針第4の2の段階）>

- 1 各種申請書の提出（道路使用許可及び占用許可申請が必要な場合）
- 2 関係機関への協力依頼
  - 作業人員（消毒等）の要請、集合場所の通知
  - 対象市町村は、関係住民に対し概要及び必要性を説明
  - 管轄警察署は、周辺混乱防止について協力
- 3 通行の制限及び遮断の実施
  - 遮断すべき場所のロープ等の設置
  - 規制及び遮断場所に標示を設置
  - 規制及び遮断場所の予告板を設置
  - 赤色灯又は黄色灯の設置

- 4 発生と立入禁止の標示を掲示
- 5 詰め所設営（車両の活用も検討）
- 6 消毒資材の設置
  - 消毒槽、動力噴霧器等の消毒資材の設置
  - 消毒薬の搬入
  - 水源確保又は貯水用タンクの設置
  - 電源確保
- 7 知事への報告
  - 市町村長が通行の制限又は遮断する場合、管轄家保所長を経由し、その旨を知事に報告（令第5条、細則第12条第1項）。
  - 家保所長が通行の制限又は遮断した場合、その旨を知事に報告（令第5条、細則第2条8号、細則第12条第2項）。

#### ＜農場における防疫措置終了まで（72時間以内）＞

- 1 消毒の実施
  - 出入り者及び車輌消毒の実施（写真-2）
  - 水の確保
  - 消毒薬作成と調達
- 2 出入り者チェック表の記入（様式22）
- 3 予告板、標示の確認
  - 破損や紛失時の対応



写真-2 工事用バリケード（工事灯ポリ筒利用）による遮断と消毒資材

#### ＜通行の制限又は遮断終了時（防疫措置終了時）＞

- 1 制限又は遮断の解除
- 2 制限又は遮断場所資材（消毒機材含む）の撤去
- 3 予告板、標示の撤去

#### ＜従事者の1日の流れ＞

- 1 通行の制限又は遮断G拠点場所に出勤
- 2 防疫衣等着衣、チェックリスト資材の準備
- 3 制限又は遮断場所へ移動
- 4 防疫衣着衣、ゴーグル、マスク、グローブ、作業用靴着用
- 5 作業（「農場における防疫措置終了まで」の項参照）
- 6 作業終了後、身体、衣服の消毒
- 7 着衣交換
- 8 帰宅時用防疫衣着用
- 9 通行の制限又は遮断Gは拠点場所へ帰庁

#### ＜必要資材＞

様式5 「防疫資材管理表」 参照。

# 通行の制限又は遮断G 作業マニュアルとチェックリスト

市町村名

農場名(農場番号)

通行の制限又は遮断Gリーダー名

時系列	チェック	作業内容	作業担当者名	備考
	<input type="checkbox"/>	(1) 発生地周囲の地図や地図システムデータ等入手		
	<input type="checkbox"/>	(2) 発生地に通じる通行(道路)の確認		
	<input type="checkbox"/>	(3) 制限又は遮断箇所について所有者及び対象市町村と協議		
	<input type="checkbox"/>	・制限又は遮断の箇所について		
	<input type="checkbox"/>	・制限又は遮断の開始時刻及び終了時刻について		
	<input type="checkbox"/>	(4) 道路使用許可及び占有許可申請の必要有無について確認		
	<input type="checkbox"/>	・申請が必要な場合、各種申請書の準備		
	<input type="checkbox"/>	(5) 詰め所設営の検討		
	<input type="checkbox"/>	・詰め所設営必要性の有無		
	<input type="checkbox"/>	・詰め所設営の場合、設営場所の検討		
	<input type="checkbox"/>	(6) 従事者の体制を検討		
	<input type="checkbox"/>	・詰め所体制(稼働時間等)の決定		
1 本病が否定できない事が確認 (指針第3の3の段階)	<input type="checkbox"/>	・作業(消毒等)人員人数決定		
	<input type="checkbox"/>	・作業人員要請の打診		
	<input type="checkbox"/>	(7) 関係機関への協力依頼打診		
	<input type="checkbox"/>	・対象市町村:関係住民に対し概要及び必要性の説明について打診		
	<input type="checkbox"/>	・管轄警察署:周辺混乱防止について協力要請について打診		
	<input type="checkbox"/>	(8) 制限及び遮断のための資材準備(箇所分)		
	<input type="checkbox"/>	・詰め所設営資材の準備		
	<input type="checkbox"/>	・発生と立入禁止の標示作成		
	<input type="checkbox"/>	・予告板、標示の作成		
	<input type="checkbox"/>	・トラロープ等の通行を制限又は遮断できる資材確保		
	<input type="checkbox"/>	・赤色灯又は黄色灯の準備		
	<input type="checkbox"/>	・電源の確認		
	<input type="checkbox"/>	・消毒薬の確保		
	<input type="checkbox"/>	・消毒槽等の消毒機材の準備		
	<input type="checkbox"/>	(1) 各種申請書の提出(道路使用許可及び占有許可申請が必要な場合)		
	<input type="checkbox"/>	(2) 関係機関への協力依頼		
	<input type="checkbox"/>	・作業人員(消毒等)の要請、集合場所の通知		
2 患畜又は疑似患畜と診断 (指針第4の2の段階)	<input type="checkbox"/>	・対象市町村:関係住民に対し概要及び必要性の説明		
	<input type="checkbox"/>	・管轄警察署:周辺混乱防止について協力要請		
	<input type="checkbox"/>	(3) 通行の制限及び遮断の実施		
	<input type="checkbox"/>	・遮断すべき場所のロープ等の設置		
	<input type="checkbox"/>	・規制及び遮断場所に標示を設置		
	<input type="checkbox"/>	・規制及び遮断場所の予告板を設置		
	<input type="checkbox"/>	・赤色灯又は黄色灯の設置		

# 通行の制限又は遮断G 作業マニュアルとチェックリスト

市町村名

農場名(農場番号)

通行の制限又は遮断Gリーダー名

時系列	チェック	作業内容	作業担当者名	備考
	<input type="checkbox"/>	(4) 発生と立入禁止の標示を掲示 ・畜舎の外部見やすい場所に掲示 ・畜舎出入口の限定実施と消毒槽設置の確認		
	<input type="checkbox"/>	(5) 詰め所設営		
2 患畜又は疑似患畜と診断 (指針第4の2の段階)		(6) 消毒資材の設置 ・消毒槽、動力噴霧器等の消毒機材の設置 ・消毒薬搬入 ・水源確保又は200lタンクの設置 ・電源確保		
	<input type="checkbox"/>	(7) 知事への報告		
		(1) 消毒の実施 ・出入り者及び車両消毒の実施		
	<input type="checkbox"/>	・水の確保		
3 農場における防疫措置終了まで(原則72時間以内)	<input type="checkbox"/>	・消毒薬作成と調達		
	<input type="checkbox"/>	(2) 移動状況記録簿:出入り者チェック表(参考様式29-1)の記入		
		(3) 予告板、標示の確認 ・破損や紛失時の対応		
4 通行の制限及び遮断の終了時(防疫措置終了時)	<input type="checkbox"/>	(1) 制限又は遮断の解除		
	<input type="checkbox"/>	(2) 制限及び遮断場所の資材撤去(消毒機材含む)		
	<input type="checkbox"/>	(3) 予告板、標示の撤去		
	<input type="checkbox"/>	(1) 通行の制限又は遮断G拠点場所に出勤		
	<input type="checkbox"/>	(2) 防疫衣等着衣、チェックリスト資材の準備		
	<input type="checkbox"/>	(3) 制限又は遮断場所へ移動		
5 従事者の1日の作業のながれ	<input type="checkbox"/>	(4) 防疫衣着衣、ゴーグル、マスク、グローブ、作業用靴着用		
	<input type="checkbox"/>	(5) 作業(「農場における防疫措置終了まで」の項参照)		
	<input type="checkbox"/>	(6) 作業終了後、身体、衣服の消毒		
	<input type="checkbox"/>	(7) 着衣の交換		
	<input type="checkbox"/>	(8) 帰宅時用防疫衣着用		
	<input type="checkbox"/>	(9) 通行の制限又は遮断G拠点場所へ帰庁		